

Press Release

平成29年7月13日

日本公認会計士協会

会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、本事案の社会的影響等を考慮し、会則に基づき公表いたします。

平成28年1月27日付け「Press Release「当協会の指導及び監督について」」にて公表したとおり、本会は、総合電機機器事業会社の会計不祥事に係る平成22年3月期から平成26年3月期までの財務諸表等の監査及び四半期レビューについて審議を進めておりました。本件は、同審議の結果、関係会員の会則違反の事実があると認め、懲戒処分を行ったものです。

記

平成29年7月13日付けで、協会会長は、会員である新日本有限責任監査法人に対し、会則第50条第2項第二号の規定に基づく、会則によって会員に与えられた権利の停止2か月（平成29年7月13日から平成29年9月12日まで）の懲戒処分を行った。

以上

※ 「会則によって会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。